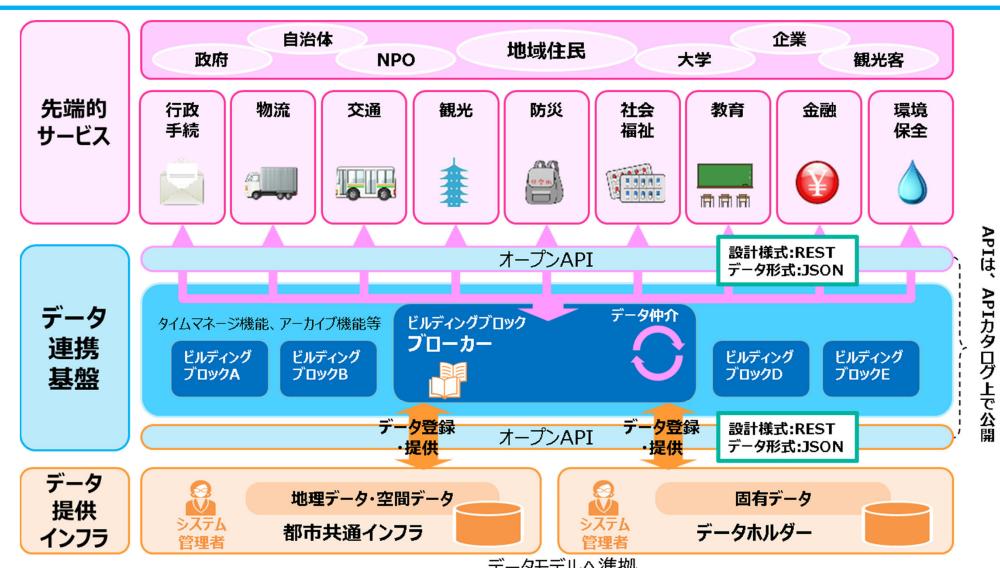


区域計画に記載する特定事業等の概要

国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業について

国家戦略特別区域データ連携基盤事業は、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区 域データを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備し、区域データを、収集 及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供するもの。



データモデルへ準拠

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、

- •事業所の確保
- ・2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等 の要件確認が必要



特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予



効果

外国人起業家等の受入れ促進



起業準備活動期間の延長

(令和4年12月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

創業外国人の特例では、

- ·入国(上陸)
- ・在留資格「留学」からの在留資格の変更 をする外国人を対象としている。



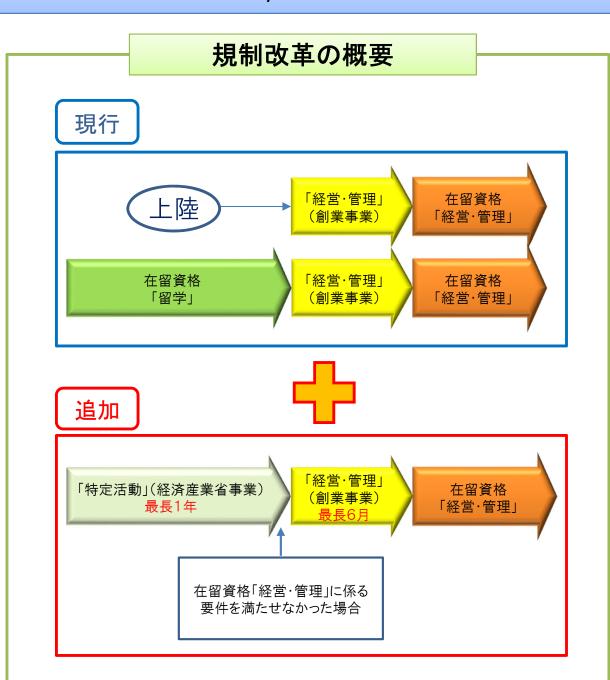
特例措置

外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。



効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進。



万博に関する仮設建築物の建築に係る特例 (令和4年4月20日 国土交通省住宅局建築指導課事務連絡)

規制改革の内容

特例措置前

特定行政庁は、一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合に限り、一年を超えてその建築を許可することができることとされている。



大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。

効果

2025年大阪・関西万博に向けた取組推進に寄与。

規制改革の概要

• 仮設興行場等を一年を超えて建築を許可するための「公益性」の要件について、万博に関する仮設興行場等については区域計画に記載し内閣総理大臣が認定することでその要件を満たすこととし、特定行政庁(大阪市)によるスムーズな建築許可に寄与。

仮設興行場等について、 一年を超えてその建築を 許可することができる条件

- 安全上、防火上及び衛生上支障がないこと
- 公益上やむを得ないこと

区域計画にあらかじめ



特定行政庁の許可

【大阪・関西万博の開催(2025年4月~10月)】 いのち輝く未来社会のデザインをテーマに最先端技術を体現



(提供) 2025年日本国際博覧会協会



活用イメージ(仮設興行場)